

令和 3 年

第 2 回西原村臨時会会議録

令和 3 年 8 月 1 1 日

令和 3 年 8 月 1 1 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和3年第2回臨時会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
8月11日	水	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none">・開会・会期の決定・村長提案理由説明・議案審議 (承認第8号～第9号) (議案第46号～ 議案第48号)	

提 出 議 案 等

(令和3年8月11日提出)

(村長提出議案)

- 承認第 8号 専決処分の報告及び承認について「(専第8号)令和3年度西原村
一般会計補正予算(第2号)について」
- 承認第 9号 専決処分の報告及び承認について「(専第9号)令和3年度西原村
工業用水道事業会計補正予算(第1号)について」
- 議案第46号 熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 議案第47号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第48号 工事請負契約の締結について

目 次

第1号（8月11日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名について	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 村長提案理由説明（承認第8号～議案第48号）	5
日程第 4 承認第 8号 専決処分の報告及び承認について 「（専第8号）令和3年度西原村一 般会計補正予算（第2号）について」	7
日程第 5 承認第 9号 専決処分の報告及び承認について 「（専第9号）令和3年度西原村工 業用水道事業会計補正予算（第1号） について」	8
日程第 6 議案第46号 熊本県市町村総合事務組合格約の一 部変更について	10
日程第 7 議案第47号 工事請負変更契約の締結について	11
日程第 8 議案第48号 工事請負契約の締結について	12
閉 会	15
署 名	17

第 1 号 (8 月 1 1 日)

令和3年第2回西原村議会臨時会会議録

令和3年8月11日、令和3年第2回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

令和3年8月11日（水曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明（承認第8号～議案第48号）
- 日程第 4 承認第 8号 専決処分の報告及び承認について「（専第8号）令和3年度西原村一般会計補正予算（第2号）について」
- 日程第 5 承認第 9号 専決処分の報告及び承認について「（専第9号）令和3年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）について」
- 日程第 6 議案第46号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第 7 議案第47号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 8 議案第48号 工事請負契約の締結について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	小 田 楓夕香 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	廣瀬龍一君

○議長（山下一義君）本日は全員出席であります。

第2回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和3年第2回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番議員、中西義信君、7番議員、西口義充君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

令和3年第2回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位には公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が衰えることなく感染者が増加しております。県内においては感染者数が昨日までで7,982名となっております。毎日感染者が増加傾向にあります。7月28日には熊本県のリスクレベルが最高のレベル5まで引き上げられ、8月8日からまん延防止等重点措置が適用されております。本村においては、今月の感染者が昨日まで3名発生しており、今後も油断することなく最大限の感染防止に努めてまいります。

ワクチン接種も先週末で、全体で1回接種済みが54.3%、2回接種済みが40.4%で、高齢者の接種率は1回接種済みで84.3%、2回接種済みで79.9%となっております。順調に推移をしております。まずは自分の命を守り、家族や親しい人を守るため、多くの村民に接種をしていただくよう啓発に努めてまいります。

さて、今回の臨時会は、専決処分の承認、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更及び工事請負変更契約等の締結についてお願いするものでございます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

承認第8号、専決処分の報告及び承認について「(専第8号)令和3年度西原村一般会計補正予算(第2号)について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,501万1,000円とするものでございます。

令和元年10月から保育料無償化以降、一部の保育園利用者について申請内容を登録する際、システム操作の誤りがあったことが判明し、本村が保管するデータを調査した結果、保育料の過徴収が確認されたことに伴い、過徴収を行っている保護者に対し早急に還付手続を行う必要がありました。このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

承認第9号、専決処分の報告及び承認について「(専第9号)令和3年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ322万3,000円と定めるものでございます。

主な内容としましては、小牧水源池の2号水中ポンプが故障したことにより、緊急的に工事を行う必要がありました。このような必要な措置を講じるための予算措置が急遽必要であったことから、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第46号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてご説明いたします。

本案は、「くまもと県北病院機構設立組合」を「玉名市玉東町病院設立組合」への名称変更に伴う組合規約の一部変更でございます。熊本県市町村総合事務組合規約を変更しようとするときは、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要がございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第47号、工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

西原村総合体育館新築工事につきまして、契約の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第48号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

小規模住宅地区等改良事業古閑橋改築工事、以上につきましては、指名競争入札により契約の相手方が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第

5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

以上、本臨時会に提案いたしました承認2件、議案3件、以上5件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議をしていただき、全案件とも議決を賜りますようお願い申し上げます。

提案理由は以上でございます。説明を終わらせていただきます。大変お世話になります。

○議長（山下一義君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、承認第8号、専決処分の報告及び承認について「（専第8号）令和3年度西原村一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）おはようございます。

承認第8号についてご説明いたします。

承認第8号、専決処分の報告及び承認について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和3年8月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、専第8号、令和3年度西原村一般会計補正予算（第2号）。

令和3年度西原村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,501万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月25日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

令和元年10月からの保育料無償化以降、一部の保育園利用者について申請内容を登録する際にシステム操作の誤りがあることが判明し、本村が保管するデータを調査した結果、保育料の過徴収が確認されたことに伴い、過徴収を行っている保護者に対し早急に還付手続を行う必要がございました。

このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費31万8,000円の増額補正でございます。保育料負担金過誤納還付金の増でございます。

あと、予備費を31万8,000円減額しております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田直孝君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

ちょっと確認です。

ここで歳出還付を補正してありますが、現年度分に関しては歳入還付でもう対応されたということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）今のご質問にお答えいたします。

今、議員さんがおっしゃったとおりで、歳入還付ということで対応しているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第8号、専決処分の報告及び承認について「（専第8号）令和3年度西原村一般会計補正予算（第2号）について」、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第8号は原案どおり承認されました。

日程第5、承認第9号、専決処分の報告及び承認について「（専第9号）令和3年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）承認第9号につきましてご説明いたします。

承認第9号、専決処分の報告及び承認について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和3年8月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次のページをお願いします。

専第9号、令和3年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）。

次のページをお願いします。令和3年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和3年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度西原村工業用水道事業会計補正予算第4条に定めた資本的支出の予算額を次のとおり補正する。

令和3年7月16日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2原水設備工事費、節2工事請負費322万3,000円の増額補正、この財源につきましては、建設改良積立金より322万3,000円を補填するものでございます。

専決処分 of 理由といたしまして、令和3年7月13日に工業用水、小牧水源地の2号取水ポンプが絶縁不良により故障していることが判明しております。この小牧水源地の取水ポンプに関しましては、通常、1号、2号の2台で交互運転により運用しているところでございます。2号取水ポンプが故障し1台での運用となった場合、ポンプに過剰な負荷がかかり故障のリスクが高くなると予測されます。

また、この時期は雷も多く、最悪の場合工業用水の供給ができなくなる可能性が高く、緊急を要する案件であると判断し、専決処分により取水ポンプの早期復旧を行ったものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第9号、専決処分の報告及び承認について「（専第9号）令和3年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）について」、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第9号は原案どおり承認されました。

日程第6、議案第46号、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第46号についてご説明いたします。

議案第46号、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を次のとおり変更する。

令和3年8月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「くまもと県北病院機構設立組合」を「玉名市玉東町病院設立組合」に改める。

附則。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合同規約の規定は、令和3年4月1日から適用する。

提案理由でございます。

熊本県市町村総合事務組合同規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

令和3年4月1日から「くまもと県北病院機構設立組合」が「玉名市玉東町病院設立組合」へと名称変更されたため、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する必要がございます。

次のページに新旧対照表を添付させていただいております。

以上が本議案の内容でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第46号、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第47号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。
内容の説明を企画商工課長に求めます。

(企画商工課長 林田浩之君 登壇 説明)

○企画商工課長(林田浩之君) 議案第47号につきましてご説明いたします。

議案第47号についてご説明いたします。

議案第47号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、防安西企第1号、西原村総合体育館新築工事。

2、変更前契約金額19億5,250万円(税抜き額17億7,500万円)。変更後契約金額20億205万6,100円(税抜き額18億2,005万1,000円)。4,955万6,100円の増額となっております。

3、契約の相手方、小竹・宇都宮・坂本特定建設工事共同企業体、代表者、所在地、熊本県熊本市中央区大江4丁目13番20号、会社名、株式会社小竹組、代表者、代表取締役江越征記。構成員、所在地、熊本県菊池郡大津町室2137番地2、会社名、株式会社宇都宮建設、代表者、代表取締役宇都宮誠二。構成員、所在地、熊本県菊池郡菊陽町原水3316番地、会社名、株式会社坂本建設、代表者、代表取締役坂本俊正。

変更の主な内容につきまして、総合体育館周りの外構工事でございます。側溝工が276m、舗装工アスファルト舗装3,260㎡、コンクリート舗装83㎡、縁石工236mであります。

2ページに参考資料としまして公共工事請負変更仮契約書の写しを添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番、坂本議員。

○5番議員(坂本隆文君) 5番、坂本です。

この金額、結構増えていますけれども、こういった内容でこういうふうになっていますでしょうか。

○議長(山下一義君) 企画商工課長。

○企画商工課長(林田浩之君) ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど主な内容という形でご説明させていただきましたが、自由勾配側溝が105.4mとスリット型の側溝、園内道路の関係になります。ところが170.7mほどございます。それにアスファルト舗装が3,260㎡という形で、今体育館の建設をしておる周りの舗装関係という形になります。縁石工につきましては、一部駐車場等もございますのでそういった縁石等を設置すると。あと植樹帯等もございますので、そういった部分を整備するという形で計画しております。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）坂本です。

今その部分ができれば、体育館というのは開けることができる状態になるということでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）今、体育館のほうも順調に進んでおりまして、大体工事の進捗でいいますと95%ほど、体育館自体の建物は建つという形になります。結局、その排水関係とかそういった流末関係等も必要になってまいりますので、この周りの整備工事が終われば体育館としての機能的にはできると。その後、備品等の搬入等もございますので、そういったやつを行いまして今年度末ぐらいには使用できるのかなというふうに今予定しておりますのでございます。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第47号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第48号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）議案第48号を説明いたします。

議案第48号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5

号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西小規模第10号、小規模住宅地区等改良事業古閑橋改築工事。

2、契約金額、9,020万円（税抜き額8,200万円）。

3、契約の相手方、熊本県阿蘇市役犬原98-3、株式会社杉本建設、代表取締役杉本素一。

主な内容といたしまして、橋梁上部工コンクリート床版橋、橋長13.8m、幅員、左岸側7.20m、右岸側9.95m、下部工、逆T式橋台2基となっております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

古閑地区の集落再生が終わって、やはり気になっていたのがあの橋が狭かったということで、今回このように橋を架けてもらうことというのは大変地元の方々も喜ばれていると思いますけれども、この橋はメインで使われている橋ですけれども、こちらは工期が結構来年の3月ほどありますけれども、回り道となると考えてみるとちょっと遠いのかなというふうに思いますけれども、その辺がどれぐらいの期間通行止めになるのか。

また、この金額的なもので、杉本建設さんといいますと地元の集落再生もされたということで、今回の落札もここになったという経緯のほうの説明をお願いいたします。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）まず、最初の迂回路についてなんですけれども、迂回路は東のほうの橋ですか、あれを使うようにして、西側については三之宮神社から野田牧場のほうに上ってくる橋を使っていただいて、一応これに関しては6月に古閑の集落の住民さんに説明をしまして了解をいただいております。あわせて、小学生とか電動車椅子とか使っておられる方もおられますので、そこに関しては幅員2mの歩道橋というか、それを設置しまして対応しているところでございます。

まだ契約をしたばかりで、業者さんから工程表はまだ出ていないんですけれども、恐らく下部工を年内に終わらないとちょっと厳しいんじゃないかということで、やっぱり通行止め期間を9月から来年の3月上旬ぐらいになってくるかと思っております。工期的にも結構厳しいと思われまますので、約半年、そ

れぐらいかかると思います。

2つ目のご質問で落札の経緯なんですけれども、一応業者選定につきましては指名委員会のほうで選定しておりますけれども、熊本県の橋梁上部工及び土木構造物研究会の会員かつ県北の広域のA1クラスを対象として選定しておるところでございます。それで杉本建設が落札というふうになっているということでございます。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）説明ありがとうございます。

気になっていたのは、工事中のときに子どもたちの通路と、やはりお年寄りの人たちの迂回路が考えてみたら結構遠いんじゃないかということで、その辺を心配していましたが、橋を架けて子どもたちとかは通られるということで安心しました。以上です。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）地元といたしましては本当にありがたいことでございます。

ここに、うちのほうには以前から、地震前から精米所というのが設置してあるわけなんですけれども、橋が西のほうにずれた分、精米所があることによって見通しが悪いというふうに懸念されるわけなんですけれども、この精米所自体の移転か、それともその撤去かは考えておられるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）一応、地元の方々に説明しまして、移転をしてほしいということでございます。

橋が今より70cmぐらい高くなりまして、その前後が擦りつけ区間となります。今精米施設があるところもそれに伴って70cmぐらい上がりますので、恐らく埋め上げたほうがいいんじゃないかということで、そこも工事業者さんと地元の役員さんとかと一応打合せを行って、どういうふうに持っていくかというのを今後考えていきたいというふうに思っております。一応移転の方向で考えているところです。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第48号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、これをもって令和3年第2回西原村議会臨時会を閉会します。

午前10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 山 下 一 義

6 番議員 中 西 義 信

7 番議員 西 口 義 充